

志摩市
下水道 業務継続計画
(地震・津波・水害編)

策 定 平成 29 年 3 月 31 日

最新改定 令和 4 年 1 月 7 日

下水道 業務継続計画の新規策定・改定 記録一覧

版数	策定・改定年月日	制定・改定の内容	承認者	担当部署
初版	平成 29 年 3 月 31 日	新規策定	市長	上下水道部 下水道課
第 2 版	平成 30 年 10 月 1 日	一部改定	市長	上下水道部 下水道課
第 3 版	令和 4 年 1 月 7 日	一部改定	市長	上下水道部 下水道課
	平成 年 月 日			
	平成 年 月 日			

目 次

1	下水道事業の業務継続計画の趣旨と基本方針	
(1-1)	下水道業務継続計画（BCP）の策定趣旨	1
(1-2)	基本方針	1
(1-3)	下水道BCPの対象とする業務の範囲	1
(1-4)	下水道BCPの策定体制と運用体制	2
2	非常時対応の基礎的事項の整理	
(2-1)	災害発生時の業務継続戦略 総括表	3
(2-2)	対応拠点と非常参集	4
(2-3)	対応体制・指揮命令系統図	5
(2-4)	代替拠点	6
(2-4-1)	代替拠点の概要と参集者	6
(2-5)	避難誘導・安否確認	7
(2-5-1)	避難誘導方法	7
(2-5-2)	安否確認方法	7
(2-6)	被害状況の把握（チェックリスト）	8
(2-7)	災害発生直後の連絡先リスト	9
(2-7-1)	国、県、関連行政部局等	9
(2-7-2)	民間企業等	10
(2-8)	保有資源	11
(2-9)	備蓄・救出用機材	12
(2-9-1)	食料等の備蓄	12
(2-9-2)	閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況	12
(2-10)	他機関からの応援	13
3	非常時対応計画	
(3-1)	勤務時間内に想定地震が発生した場合	14
(3-2)	夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合	17
4	事前対策計画	
(4-1)	データのバックアップ及び資機材の確保	20
(4-2)	関連行政部局との連絡・協力体制の構築（人・モノの配分の調整）	20

(4-3)	他の地方公共団体との支援ルールの確認	21
(4-4)	受援体制の整備と充実	21
(4-5)	民間企業等との協定締結・見直し	21
(4-6)	住民等への情報提供及び協力要請	21
(4-7)	その他の対策	22
5	訓練・維持改善計画	
(5-1)	既存の訓練計画	23
(5-2)	維持改善計画	24
(5-2-1)	下水道BCPの定期的な点検項目	24
(5-2-2)	下水道BCP責任者による総括的な点検項目	24
(5-2-3)	職員及び重要関係先への定期的周知	24
6	計画策定の根拠とした調査・分析・検討	
(6-1)	地震規模等の設定と被害想定	25
(6-1-1)	地震規模の設定	25
(6-1-2)	津波規模の設定	26
(6-1-3)	各処理区別の津波想定	31
(6-1-4)	下水道施設等の耐震化及び津波対策状況	32
	下水道処理区域図	34
(6-1-5)	重要情報の保管及びバックアップの現状	35
(6-1-6)	被害想定	36
(6-2)	優先実施業務の概略と業務内容	38
(6-2-1)	優先実施業務の概略	38
(6-2-2)	優先実施業務（遅延による影響の把握）	38
(6-3)	優先実施業務の対応の目標時間と実施方法	41
(6-4)	優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表	43

1 下水道事業の業務継続計画の趣旨と基本方針

(1-1) 下水道業務継続計画（下水道BCP）の策定趣旨

- ・「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等により、職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定、運用を行うものである。
- ・「下水道 業務継続計画」（以下「下水道BCP」）という。）は、下水道施設が市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・災害時における下水道機能の継続、早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害時の備えとして、下水道に係る業務を継続させるために必要な手順を定めた「下水道BCP」を策定する。

(1-2) 基本方針

- ・市民、職員、関係者の安全確保
災害発生時の業務の継続、早期復旧にあたっては、市民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。
- ・下水道事業の責務遂行
大規模震災が発生した際は、市民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき、重要な機能を優先的に回復するため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げること。
- ・対象事象
南海トラフを震源とする大規模地震及び津波、異常気象等による風水害を対象リスクとして策定する。

(1-3) 下水道BCPの対象とする業務の範囲

志摩市下水道課が所管する下水道事業の全業務を対象とする。

- ・坂崎処理区特定環境保全公共下水道
- ・的矢処理区特定環境保全公共下水道
- ・神明処理区特定環境保全公共下水道
- ・船越処理区特定環境保全公共下水道
- ・迫塩桧処理区特定環境保全公共下水道
- ・立神処理区農業集落排水施設
- ・安乗処理区漁業集落排水施設
- ・磯部都市下水路（ポンプ場のみ）

(1-4) 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。

・下水道部局

区 分	部署・役職名又は係	役 割
最高責任者	上下水道部長	・下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定 ・市長への報告 ・三重県との調整 ・関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）等との調整の統括
実務責任者	上下水道部 下水道課長	・下水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・平時の維持管理、是正措置の実施状況の確認
下水道担当者	下水道課 業務係 （業務係長、業務係員）	・実務責任者の補佐 ・資料の取りまとめ ・情報発信 ・県との調整 ・関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）等との調整（担当窓口）
	下水道課 工務係 （工務係長、工務係員）	・下水道BCP策定事務局 ・連絡先リスト等の定期点検 ・訓練の企画及び実施 ・処理場等の部材管理 ・各種情報収集

・関連行政部局

区 分	部署・氏名	役 割
総務部局	庁舎管理実務責任者 ：管財契約課	・庁舎の耐震化状況を提出等
道路部局	道路管理実務責任者 ：建設整備課	・道路部局への連絡先リストを提出等
水道部局	水道管理実務責任者 ：水道総務課、水道工務課	・水道部局への連絡先リストの提出等
市災害対策本部	災害対策本部実務責任者 ：地域防災室	・市の防災計画、非常時の食料等の備蓄品、資機材リストの提出等

2 非常時対応の基礎的事項の整理

(2-1) 災害発生時の業務継続戦略 総括表

事 項	説 明			
対 象 災 害 と 発 動 基 準	志摩市配備区分で非常体制に当たる事態、「南海トラフ地震臨時情報」の発表時、もしくはそれに準じた事態の発生時			
対応体制	・ 志摩市災害対策本部 上下水道対策部設置後、速やかに下水道班を設置する ・ 上下水道対策部長は上下水道部長、下水道班長は下水道課長とする ・ 2 係を設置し、それぞれの名称は、総務係・現場係とする ・ 緊急参集メンバーは 6 名（下水道課員 5 名+上下水道部長）とする （発動基準未満の場合は、志摩市災害対策本部配備体制基準に従う）			
対応拠点	・ 志摩市上下水道部 下水道課内に下水道班を設置する ・ 本庁内同課が使用できない場合、市災害対策本部が指定した支所等に設置する			
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間	
			勤務時間内	勤務時間外
	1. 職員等の安否確認	職員の安否確認、参集状況時確認を行う	直後	直後
	2. 上下水道対策部下水道班の立ち上げ	災害対応拠点の安全確認等を実施の上、市災害対策本部上下水道対策部設置確認後、下水道班を設置し、三重県へ速やかに報告を行う	2 時間	6 時間
	3. 被害状況等の情報収集	下水道施設等の被害状況を確認報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報を収集整理	6 時間 随時実施	12 時間 随時実施
	4. 関連行政部局との連絡調整	市災害対策本部、県（下水道）、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保	1 日 随時実施	1 日 随時実施
	5. 緊急点検、緊急調査	人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施 重要な幹線等の目視調査を実施	2 日	2 日
	6. 汚水溢水の解消	汚水溢水箇所の確認後、処理場管理委託業者に作業を要請	3 日 適宜実施	3 日 適宜実施
	7. 緊急輸送道路における交通障害対策	関連行政部局と協力し、緊急輸送道路における道路陥没等による交通障害を解消	3 日 適宜実施	3 日 適宜実施
	8. 支援要請、受援体制の整備	都道府県や協定自治体等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備	3 日	3 日

(2-2) 対応拠点と非常参集

事 項	説 明
1. 拠点名	本庁：上下水道対策部 下水道班
2. 上下水道対策本部下水道班の要員	上下水道対策部長：上下水道部長（災害対策本部に所属） 下 水 道 班 長：下水道課長 総 務 係 長：業務係長 現 場 係 長：工務係長
3. 設置場所と連絡手段 （重要関係先からの連絡手段）	志摩市役所本庁舎 2 階 下水道課フロア 所在地：〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22 電 話：0599-44-0225 F A X：0599-44-5261 E-mail： gesuido@city.shima.lg.jp 携帯電話：現場係用 090-5855-2436
4. 上下水道対策本部下水道班内及びその近くに備える設備	電話：1 回線、F A X：1 台、携帯電話：1 回線 パソコン：6 台、プリンター：1 台、コピー機：1 台 ホワイトボード：1 台
5. 参集要領	1. 緊急参集メンバー（課内全員）は(2-1)の発動基準により自動的に本庁舎内下水道課へ参集する 2. 道路の断裂等で、本庁に参集することが不可能な場合は最寄りの支所（支所への参集も不可能な場合は市の公共施設）へ参集した後、下水道課へ連絡し指示を待つ 3. 上記への参集に 1 時間以上かかる場合は、速やかに下水道課へ連絡し指示を待つ
6. 各係の担当業務	総 務 係：職務環境・各班の指揮調整・情報収集・関連部局との連絡協議 現 場 係：各施設の調査業務 ※限られた人員での対応であるので、各係協力して進める

(2-3) 対応体制・指揮命令系統図



【緊急連絡先】

志摩市役所

総務課	0599-44-0001	管財契約課	0599-44-0209
地域防災室	0599-44-0203	建設整備課	0599-44-0304
水道工務課	0599-55-0241	水道総務課	0599-44-0220

処理場維持管理業者

(有)志摩衛生社（磯部地区担当）	0599-55-0471
志摩環境事業協業組合（大王・阿児地区担当）	0599-43-5911
(有)コスモクリーン（浜島地区担当）	0599-43-3730

(2-4) 代替拠点

(2-4-1) 代替拠点の概要と参集者

代替拠点名		志摩市役所 磯部支所
平時	所在地	志摩市磯部町迫間 878 番地 9
	電話番号、F A X	電話 0599-55-0026、F A X 0599-55-2954
	代替拠点の担当者	磯部支所長
発災時	代替拠点設置の判断基準	市役所本庁舎が損壊し、災害活動が実施不可能になった場合（市災害対策本部長が判断）
	代替拠点への初動参集基準と初動参集者及び役割	(2-1)発動基準及び対応体制に準じる
	電話番号、F A X	電話 0599-55-0026、F A X 0599-55-2954
	携帯電話番号、メールアドレス	携帯電話（現場係） 090-5855-2436 E-mail: gesuido@city.shima.lg.jp
	代替拠点への移動手段	・勤務時間内の場合は、市役所下水道課から市災害対策本部の指示方法により移動する ・勤務時間外の場合は、各自の自宅から最寄りの支所（支所への参集も不可能な場合は市の公共施設）へ参集した後、市災害対策本部へ連絡し指示を待つ

(2-5) 避難誘導・安否確認

(2-5-1) 避難誘導方法

建物名等	志摩市役所本庁舎 2階 下水道課フロア
避難誘導責任者 〃 代理者	下水道課長 業務係長
来訪者の誘導方法	・本庁舎は免震構造であるため、屋外避難は行わず、庁舎内の安全な場所（落下物、転倒物、転落の危険が無い箇所）に誘導する ・ただし、火災発生、倒壊の危険性がある場合は対応中の職員が責任を持って屋外のレインボー駐車場に誘導する
職員の避難方法	来訪者の行動と同様とする

(2-5-2) 安否確認方法

安否確認の責任者 〃 代理者	下水道課長 業務係長
安否確認の方法・手順	○連絡手段 ・職員とその家族の安否を電話、メールを利用し確認する ・利用ができない場合は災害伝言ダイヤル、災害伝言板等を利用し確認する ※上記の方法について、どれを優先的に使用するかを事前に協議しておく ※災害伝言ダイヤルは震度 6 弱以上の時のみ使用可能となる ○作業手順 【勤務時間内の場合】 ・庁舎内で勤務中のものは、直ちに 2 階下水道課に参集する ・出張、休暇中等で庁内におらず、すぐに参集できない場合は、連絡手段により、安否情報、現在地を責任者に報告する ・責任者は情報を確認し、状況を把握する 【勤務時間外の場合】 ・連絡手段を用いて、安否状況、参集予定時刻を責任者に報告する ・責任者は情報を確認し状況を把握する
安否確認の発動条件	「志摩市災害対策本部配備態勢基準」で非常体制に当たる事態、「南海トラフ地震臨時情報」の発表時、もしくはそれに準じた事態の発生時

(2-6) 被害状況の把握 (チェックリスト)

< 月 日 () 時 分時点 >

分類	項目	被害	確認方法
下水道班職員安否	死者	____名 氏名 _____	・勤務時間内は点呼による ・夜間休日(勤務時間外)は、(2-5-2)安否確認方法による
	行方不明者	____名 氏名 _____	
	負傷者	____名 氏名 _____	
	参集完了者 参集可能の連絡あり	____名 ____名	・必要に応じて名簿を作成
庁舎(災害対応拠点及び代替拠点)の被害	主要構造部	あり／なし 概要 ()	・庁舎管理部門に確認する ・被害があれば、建物を使用し続けられるか建築構造の有資格者が詳しく確認する ・下水道班の周辺を確認する ・被害があれば、庁舎管理部門に連絡する
	その他	あり／なし 概要 ()	
主要設備の被害	電力	あり／なし 概要 ()	
	上水道	あり／なし 概要 ()	
	トイレ・下水	あり／なし 概要 ()	
	空調設備	あり／なし 概要 ()	
	情報・通信設備	あり／なし 概要 ()	
	その他 ()	あり／なし 概要 ()	

(2-7) 災害発生直後の連絡先リスト

(2-7-1) 国、県、関連行政部局等

連 絡 先		連絡手段・連絡先	連絡する内容	担当者
国・県	国土交通省 中部 地方整備局 都市 整備課	電話：052-953-8573 FAX：052-953-8605	被害状況の報告（必要 に応じて）	総務係
	三重県 下水道事業課	電話：059-224-2725 FAX：059-224-3161 E-mail：gesuijig@pref.mie.jp	被害状況の報告と支 援要請の依頼（特環関 係）	総務係
	三重県 農山漁村づくり課	電話：059-224-2602 FAX：059-224-3153 E-mail：nozukuri@pref.mie.jp	被害状況の報告と支 援要請の依頼（農集関 係）	総務係
	三重県 水産基盤整備課	電話：059-224-2597 FAX：059-224-2608 E-mail：suikiban@pref.mie.jp	被害状況の報告と支 援要請の依頼（漁集関 係）	総務係
協会等	(公社)日本下水道 協会	電話：03-6206-0260 FAX：03-6206-0265	下水道に係る全般的 な緊急対応の相談	総務係
	中部地方下水道協 会	電話：052-972-3707 FAX：052-951-1208	下水道に係る全般的 な緊急対応の相談	総務係
	三重県下水道協会	電話：059-354-8350 FAX：059-354-8249	下水道に係る全般的 な緊急対応の相談	総務係
	(一社)地域環境資 源センター (集落排水部)	電話：03-3432-6282 FAX：03-3432-0743 E-mail： saigai-kyotei@jarus.or.jp	農集関係施設被害に 対する支援要請依頼 (三重県に連絡でき ない場合)	総務係
関連行 政部局	市災害対策本部 (地域防災室)	電話：0599-44-0203 FAX：0599-44-5252	被害状況の共有、参集 状況の報告	総務係
	総務課	電話：0599-44-0001 FAX：0599-44-5252	職員の安否情報の共 有	総務係
	管財契約課	電話：0599-44-0209 FAX：0599-44-5252	市有財産被害情報の 共有	総務係
	建設整備課	電話：0599-44-0304 FAX：0599-44-5262	道路被害状況の共有	総務係
	水道工務課	電話：0599-55-0241 FAX：0599-55-0199	断水情報の共有	総務係
	水道総務課	電話：0599-44-0220 FAX：0599-44-5261	断水情報の共有	総務係
その他	日本下水道事業団 東海総合事務所	電話：052-702-3811 FAX：052-702-3817	処理場の被害調査の 依頼	現場係

連 絡 先		連絡手段・連絡先	連絡する内容	担当者
その他	三重県下水道公社	電話：0598-53-4871 FAX：0598-53-4867	排水設備責任技術者	現場係

(2-7-2) 民間企業等

連絡先		連絡手段・連絡先	連絡する内容	担当者
民 間	志摩環境事業協業組合	電話：0599-43-5911 FAX：0599-43-5916	担当施設の緊急対応業務の 要請（大王・阿児地区）	現場係
	(有)志摩衛生社	電話：0599-55-0471 FAX：0599-55-3418	担当施設の緊急対応業務の 要請（磯部地区）	現場係
	(有)コスモクリーン	電話：0599-43-3730 FAX：0599-43-6036	担当施設の緊急対応業務の 要請（浜島地区）	現場係
	三愛物産(株)	電話：052-962-9251 FAX：052-971-5619	磯部ポンプ場機械関係緊急 対応要請	現場係
	シンフォニアエンジニアリング(株)	電話：0596-36-4479 FAX：0596-36-6703	磯部ポンプ場、船越、迫塩桧 浄化センター、電気関係緊 急対応要請	現場係
	住友重機械エンバイロ メント(株) 中部支店	電話：052-971-0538 FAX：052-971-3916	安乗、立神処理区機械電気 関係緊急対応要請	現場係
	(株)日立プラントサー ビス 中部支店	電話：052-261-9331 FAX：052-251-1059	神明機械電気関係緊急対応 要請	現場係
	クボタ環境サービス (株) 中部支店	電話：052-564-5050 FAX：052-564-5107	船越処理区機械関係緊急対 応要請	現場係
	(株)神鋼環境ソリュー ション名古屋支店	電話：052-581-9876 FAX：052-563-2313	坂崎処理区機械電気関係緊 急対応要請	現場係
	(株)水機テクノス 名 古屋営業所	電話：052-218-2088 FAX：052-218-2089	的矢機械電気関係緊急対応 要請	現場係
	水ing(株) 中部支店	電話：052-212-8097 FAX：052-962-6300	迫塩桧機械電気関係緊急対 応要請	現場係

(2-8) 保有資源

・保有機械、資材等について

名称	数量	保管場所	管理部署等
レベル	1	神明浄化センター	下水道課
スタッフ	1	神明浄化センター	下水道課
ポール	2	神明浄化センター	下水道課
巻尺	1	神明浄化センター	下水道課
デジタルカメラ	1	神明浄化センター	下水道課
黒板+チョーク	2	神明浄化センター	下水道課
懐中電灯	5	神明浄化センター	下水道課
発電機 100V 単相 2 線式	4	神明浄化センター	下水道課
発電機 200V 三相 4 線式	1	船越浄化センター	下水道課
	1	立神浄化センター	
汚水用水中ポンプ 口径 40mm	1	神明浄化センター	下水道課
バリケード	5	神明浄化センター	下水道課
カラーコーン	5	神明浄化センター	下水道課
トラロープ	1	神明浄化センター	下水道課
スコップ	2	神明浄化センター	下水道課
土のう袋	15	神明浄化センター	下水道課
簡易トイレ	9	神明浄化センター	下水道課
マンホール開栓キー	7	神明浄化センター	下水道課
ハンマー	1	神明浄化センター	下水道課

(2-9) 備蓄・救出用機材

(2-9-1) 食料等の備蓄

管理部署：地域防災室（被災者用）

令和2年4月1日現在

備蓄場所		種 別	食 糧	アル ファ 化 米	〔ア レ ル ギ ー 対 応 〕 アル ファ 化 米	缶 入 り カ ン パ ン	缶 入 り ク リ ー ム サ ン ド ビ ス ケ ッ ト	缶 入 り ミ ニ ク ラ ッ カ ー	缶 入 り ミ ル ク ビ ス ケ ッ ト	〔ア レ ル ギ ー 対 応 〕 ラ イ ス ク ッ キ ー	飲 料 水 （2 リ ット ル ボ ト ル）	乳 児 用 液 体 ミ ル ク	〔ア レ ル ギ ー 対 応 〕 育 児 用 調 製 粉 乳
			(食数)	(食数)	(食数)	1缶/食 (食数)		1缶/食 (食数)	1缶/食 (食数)	2箱/食 (食数)	(L)	240ml/缶 (L)	800g/缶 (g)
浜島町	浜島小学校		7,376	2,050	2,950	744	-	768	768	96	6,540	-	800
	旧エコフレンドリーはまじま		4,420	550	1,650	-	1,500	336	336	48	3,312	17	800
	浜島中学校 ※		96	-	-	48	-	24	24	-	48	-	-
	浜島小学校 ※		150	-	-	48	-	48	48	6	72	-	-
	5 箇所 浜島幼稚園 ※		96	-	-	24	-	-	72	-	48	-	-
小 計			12,138	2,600	4,600	864	1,500	1,176	1,248	150	10,020	17	1,600
大王町	大王支所		9,946	2,350	3,600	792	1,020	1,032	1,032	120	7,536	12	1,600
	大王中学校 ※		168	-	-	72	-	48	48	-	84	-	-
	大王小学校 ※		219	-	-	72	-	72	72	3	108	-	-
	4 箇所 大王幼稚園 ※		144	-	-	48	-	96	-	-	72	-	-
小 計			10,477	2,350	3,600	984	1,020	1,248	1,152	123	7,800	12	1,600
志摩町	志摩幼稚園		23,154	5,400	8,850	1,560	2,640	2,184	2,184	336	19,668	29	3,200
	志摩中学校 ※		268	-	-	96	-	96	72	4	132	-	-
	志摩小学校 ※		366	-	-	120	-	120	120	6	180	-	-
	志摩幼稚園 ※		192	-	-	96	-	96	-	-	96	-	-
	5 箇所 和泉幼稚園 ※		96	-	-	96	-	-	-	-	48	-	-
小 計			24,076	5,400	8,850	1,968	2,640	2,496	2,376	346	20,124	29	3,200
阿児町	阿児アリーナ		34,237	7,950	12,200	2,952	3,180	3,720	3,672	563	23,220	40	4,800
	文岡中学校 ※		512	-	-	168	-	168	168	8	252	-	-
	車海中学校 ※		315	-	-	96	-	96	120	3	156	-	-
	鶴方小学校 ※		587	-	-	192	-	192	192	11	288	-	-
	神明小学校 ※		269	-	-	72	-	96	96	5	132	-	-
	車海小学校 ※		556	-	-	144	-	192	216	4	276	-	-
	鶴方幼稚園 ※		312	-	-	240	-	-	72	-	132	-	-
	鶴方保育所 ※		168	-	-	-	-	48	120	-	84	-	-
	立神保育所 ※		96	-	-	-	-	96	-	-	48	-	-
	志島保育所 ※		96	-	-	-	-	96	-	-	48	-	-
	安楽保育所 ※		96	-	-	-	-	96	-	-	48	-	-
11 箇所 小 計			37,244	7,950	12,200	3,864	3,180	4,800	4,656	594	24,684	40	4,800
磯部町	磯部支所		10,276	1,800	3,400	1,008	1,260	1,320	1,320	168	7,920	17	1,600
	磯部中学校 ※		195	-	-	72	-	72	48	3	96	-	-
	磯部小学校 ※		319	-	-	120	-	96	96	7	156	-	-
	磯部幼稚園 ※		144	-	-	-	-	-	144	-	72	-	-
	ひまわり保育所 ※		96	-	-	24	-	-	72	-	48	-	-
	6 箇所 ひのてが丘保育所 ※		97	-	-	-	-	-	96	1	48	-	-
小 計			11,127	1,800	3,400	1,224	1,260	1,488	1,776	179	8,340	17	1,600
市全体 31 箇所 合 計			95,062	20,100	32,650	8,904	9,600	11,208	11,208	1,392	70,968	115	12,800

※ 学校等へ配布した施設の非常用食料。大規模災害発生時には、その應判断で使用も可能。

※志摩市地域防災計画－資料編－（令和3年3月修正）P.87

(2-9-2) 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況

品 名	個 数	保 管 場 所	管理責任者
パール	1	下水道課	下水道課
のこぎり	1	下水道課	下水道課

(2-10) 他機関からの応援

下記にあげる民間企業や他都市、協会等と、災害時の協定や支援に関する協定を結んでいる。災害時には、被災状況に応じてこの協定及びルールを適応し必要な人員体制を確保する。

◎下水道事業に関するもの

- ・三重県の下水道事業における災害時の相互応援に関するルール

連絡先 三重県下水道事業課 計画班・事業班

電話 059-224-2725 FAX 059-22-3161 E-mail: gesuijig@pref.mie.jp

- ・下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

(下水道事業における災害時支援に関するルール)

連絡先 三重県下水道事業課 計画班・事業班

電話 059-224-2725 FAX 059-22-3161 E-mail: gesuijig@pref.mie.jp

- ・農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

連絡先 一般社団法人 地域環境資源センター

電話 03-3432-6282 FAX 03-3432-6286 E-mail: saigai-kyotei@jarus.or.jp

三重県農林水産部 農山漁村づくり課 農村環境づくり班

電話 059-224-2602 FAX 059-224-3153 E-mail: nozukuri@pref.mie.jp

- ・災害時における復旧支援協力に関する協定

連絡先 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会

電話 03-3865-3461 FAX 03-3865-3463

◎市全体に関するもの

- ・三重県市町災害時応援協定

連絡先 三重県

- ・地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定

連絡先 三重県建設業協会志摩支部 電話 0599-43-5461

- ・災害時における石油類燃料の供給に関する協定

連絡先 三重県石油商業組合南志摩支部 電話 0599-72-0262

- ・災害時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定

連絡先 株式会社キナン志摩営業所 電話 0599-55-0049

中央産商株式会社志摩営業所 電話 0599-55-3311

3 非常時対応計画

(3-1) 勤務時間内に想定地震が発生した場合【色つきの枠は現地作業を含む内容のもの】

対応時期 (時間)	(標準的な) 行動内容	担当係
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者、職員等の負傷等、応急措置 ・目視により火災発生、倒壊等の恐れがある場合、屋外に避難 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者を2階ホールへ誘導	総務係
直後	在庁職員の安否確認 ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認	現場係
直後	安否連絡（不在職員等） ・外出、休暇等により在庁していない職員は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁、出勤できる時間の目処を連絡	現場係
～2時間	上下水道対策本部下水道班立上げ ・上下水道対策本部下水道班を立上げ、三重県へ速やかに報告を行う	総務係
～3時間	災害対応拠点の安全点検 ・外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認 ・電話、携帯電話、FAX、インターネット、メール等の通信手段の確認と確保 ・業務用PCの被害確認、使用に支障がある場合は、仮復旧の手段の確保	総務係
～3時間	協力体制の確保 ・処理場管理委託業者への協力体制の確保と、処理場の被害状況の調査を依頼 ・汚水の溢水対応にそなえ、汚泥吸引車の準備依頼	現場係
～6時間	被害状況等の情報収集と情報発信（以降、随時実施） ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、汚水溢水状況）を収集整理 ・被災状況、復旧見通しに関する情報を市災害対策本部へ伝達 ・個別住民からの問い合わせ対応（「個別住民への対応」で対応）	総務係
～6時間	不在職員等の要員把握 ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認	総務係
～12時間	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、市災害対策本部を通じて確認	総務係
～12時間	県への被害状況等を連絡 ・県（下水道）へ被害状況等を連絡	総務係

対応時期 (時間)	(標準的な) 行動内容	担当係
～ 1 日	データ類の保護 ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・データが損傷した場合、情報の復元処理を依頼	総務係
～ 1 日	処理場等、下水道施設の被害状況確認 ・処理場、ポンプ場、主要なマンホールポンプの被害状況の確認 注意：現地確認は、津波警報等の警報が解除されたことを確認してから行動する	現場係
～ 1 日	関連行政部局との連絡調整（以降、随時実施） ・関連行政部局（水道部局、道路部局等）との協力体制の確認 ・管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を検討	現場係
～ 2 日	民間企業等との連絡確保 ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保 ・処理場の機械設備及び電気設備の主要機器製造業者への支援依頼	総務係
～ 2 日	管渠施設の緊急点検 ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成、調査内容を決定 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設、特にマンホールの浮上による道路への交通障害の有無の確認を実施	現場係
～ 2 日	緊急調査 ・重要な幹線等の目視調査を実施 ・重要な幹線及び避難所等の防災拠点からの流末管渠から幹線管渠までの流下機能にかかる目視調査を実施 ・主要なマンホールポンプの被害状況を調査 ・防災拠点のトイレ機能確保を目的とする調査	現場係
～ 3 日	汚水溢水の解消、緊急輸送道路における交通障害対策、浸水対策 ・汚水溢水箇所の確認 ・処理場管理委託業者に汚泥吸引車等による作業を要請 ・関連行政部局と協力し、緊急輸送道路における道路陥没等による交通障害を解消する ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配	現場係
～ 3 日	支援要請 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人、モノ）等を県に連絡 ・受入場所（作業スペース、保管場所）を確保	総務係

対応時期 (時間)	(標準的な) 行動内容	担当係
3 日～	一次調査（処理場、ポンプ場） ・ 処理場管理委託業者による被害状況調査の集約、報告 ・ 現有する処理場機能の状態から、直接放流の必要性の有無、被害のない他処理場への汚水搬送の必要性の有無を検討 ・ 簡易沈殿処理の必要性の有無を検討 ・ 調査結果により、応急復旧計画を策定	現場係
4 日～	一次調査（管渠施設） ・ 重要な幹線及び避難所等の防災拠点からの流末管渠から幹線管渠までの流下機能にかかる調査の実施 ・ 調査結果により、応急復旧計画を策定	現場係
4 日～	応急復旧（処理場、ポンプ場） ・ 以下の優先順位で、復旧を目指す 1. 放流機能 2. 水処理機能（簡易沈殿） 3. 消毒施設 ・ 必要により、直接放流、被害のない他処理場への汚水の搬送、簡易沈殿処理を実施	現場係
5 日～	応急復旧（管渠施設） ・ 最低限の流下機能を応急的に回復するために必要な復旧工事を行う ・ 重要な幹線等を最優先に復旧工事を行う ・ 主要なマンホールポンプの応急復旧、その場合、必要に応じ仮設ポンプの確保、設置 ・ 汚水が溢水しそうな場所に仮設ポンプ、仮設配管等を確保、設置する	現場係
5 日～	個別住民への対応 ・ 排水設備の修理業者を紹介	総務係
1 5 日～	二次調査（処理場、ポンプ場、管渠施設） ・ 本復旧の検討や、災害査定用の資料作成のために、処理場、ポンプ場及び管渠施設の被害状況を詳細に調査する	現場係

(3-2) 夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合【色つきの枠は現地作業を含む内容のもの】

対応時期 (時間)	(標準的な) 行動内容	担当係
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全をとりあえず確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡	—
直後	自動参集 ・震度、津波情報をラジオ等で確認し、移動の安全を確認したうえで市役所に自動参集する ・市役所までの経路の安全を確認できない場合は、現在地から最短距離の支所へ集合する ・参集に当たっては、服装に留意する ・水、食糧を持参するように努める ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認	—
直後	職員の安否確認 ・責任者が職員の安否を確認	総務係
～6時間	上下水道対策本部下水道班立上げ ・上下水道対策本部下水道班を立上げ、三重県へ速やかに報告を行う	総務係
～8時間	災害対応拠点の安全点検 ・外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認 ・電話、携帯電話、FAX、インターネット、メール等の通信手段の確認と確保 ・業務用 PC の被害確認、使用に支障がある場合は、仮復旧の手段の確保	総務係
～8時間	協力体制の確保 ・処理場管理委託業者への協力体制の確保と、処理場の被害状況の調査を依頼 ・汚水の溢水対応にそなえ、汚泥吸引車の準備依頼	現場係
～12時間	被害状況等の情報収集と情報発信（以降、随時実施） ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、汚水溢水状況）を収集整理 ・被災状況、復旧見通しに関する情報を市災害対策本部へ伝達 ・個別住民からの問い合わせ対応（「個別住民への対応」で対応）	総務係
～1日	不在職員等の要員把握 ・不在職員等の把握と安否確認	総務係
～1日	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、市災害対策本部を通じて確認	総務係

対応時期 (時間)	(標準的な) 行動内容	担当係
～ 1 日	県への被害状況等を連絡 ・ 県（下水道）へ被害状況等を連絡	総務係
～ 1 日	データ類の保護 ・ 台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・ データが損傷した場合、情報の復元処理を依頼	総務係
～ 1 日	処理場等、下水道施設の被害状況確認 ・ 処理場、ポンプ場、主要なマンホールポンプの被害状況の確認 注意：現地確認は、津波警報等の警報が解除されたことを確認してから行動する	現場係
～ 1 日	関連行政部局との連絡調整（以降、随時実施） ・ 関連行政部局（水道部局、道路部局等）との協力体制の確認 ・ 管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を検討	現場係
～ 2 日	民間企業等との連絡確保 ・ 汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保 ・ 処理場の機械設備及び電気設備の主要機器製造業者への支援依頼	総務係
～ 2 日	管渠施設の緊急点検 ・ 調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成、調査内容を決定 ・ 人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設、特にマンホールの浮上による道路への交通障害の有無の確認の実施	現場係
～ 2 日	緊急調査 ・ 重要な幹線等の目視調査を実施 ・ 重要な幹線及び避難所等の防災拠点からの流末管渠から幹線管渠までの流下機能にかかる目視調査を実施 ・ 主要なマンホールポンプの被害状況を調査 ・ 防災拠点のトイレ機能確保を目的とする調査	現場係
～ 3 日	汚水溢水の解消、緊急輸送道路における交通障害対策、浸水対策 ・ 汚水溢水箇所の確認 ・ 処理場管理委託業者に汚泥吸引車等による作業を要請 ・ 関連行政部局と協力し、緊急輸送道路における道路陥没等による交通障害を解消する ・ 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配	現場係
～ 3 日	支援要請 ・ 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・ 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人、モノ）等を県に連絡 ・ 受入場所（作業スペース・保管場所）を確保	総務係

対応時期 (時間)	(標準的な) 行動内容	担当係
3 日～	一次調査（処理場、ポンプ場） ・ 処理場管理委託業者による被害状況調査の集約、報告 ・ 現有する処理場機能の状態から、直接放流の必要性の有無、被害のない他処理場への汚水搬送の必要性の有無を検討 ・ 簡易沈殿処理の必要性の有無を検討 ・ 調査結果により、応急復旧計画を策定	現場係
4 日～	一次調査（管渠施設） ・ 重要な幹線及び避難所等の防災拠点からの流末管渠から幹線管渠までの流下機能にかかる調査を実施 ・ 調査結果により、応急復旧計画を策定	現場係
4 日～	応急復旧（処理場、ポンプ場） ・ 以下の優先順位で、復旧を目指す。 1. 放流機能 2. 水処理機能（簡易沈殿） 3. 消毒施設 ・ 必要により、直接放流、被害のない他処理場への汚水の搬送、簡易沈殿処理を実施	現場係
5 日～	応急復旧（管渠施設） ・ 最低限の流下機能を応急的に回復するために必要な復旧工事を行う ・ 重要な幹線等を最優先に復旧工事を行う ・ 主要なマンホールポンプの応急復旧、その場合、必要に応じ仮設ポンプの確保、設置 ・ 汚水が溢水しそうな場所に仮設ポンプ、仮設配管等を確保、設置する	現場係
5 日～	個別住民への対応 ・ 排水設備の修理業者を紹介	総務係
1 5 日～	二次調査（処理場、ポンプ場、管渠施設） ・ 本復旧の検討や、災害査定用の資料作成のために、処理場、ポンプ場及び管渠施設の被害状況を詳細に調査する	現場係

4 事前対策計画

(4-1) データのバックアップ及び資機材の確保

分類	項目	対策内容	担当者
重要情報	下水道台帳のバックアップ	点検調査を速やかに実施するため ・印刷製本を別庁舎に保存 ・台帳システムの受託会社にバックアップデータを保管	工務係
資機材	仮設ポンプの備蓄	主要なマンホールポンプと、被災時に最低限の処理機能を確保できるだけの処理場用の仮設ポンプの確保（自己保有またはリース先の確保）	工務係
	自家発電機の整備及びマンホールポンプ用の可搬式自家発電機の配備	自家発電設備のない処理場への自家発電の整備及びマンホールポンプ用の可搬式自家発電の保有	工務係
	固形塩素剤の貯蔵	各処理場、2週間分を備蓄	工務係
設備	耐震化	レベル2未対応の処理場施設の耐震化	工務係
		重要な幹線及び避難所等の防災拠点からの流末管渠から幹線管渠までの耐震性能向上を図る	工務係
		坂崎処理区、的矢処理区、立神処理区の避難所等の防災拠点からの流末管渠から処理場までのマンホール継ぎ手部分の可とう継手の設置	工務係
	津波対策	処理場電気室を予想津波高以上の高架施設にする	工務係
		主要なマンホールポンプが津波被害にあった場合に、早期に応急復旧できる体制を整える	工務係
	サーバーの停電対策	無停電装置の適正な維持管理により、突然の停電でのデータ破損を防止する	工務係
生活必需品	飲料水、非常食等の備蓄	職員の3日分の飲食料の確保	業務係

(4-2) 関連行政部局との連絡・協力体制の構築（人・モノの配分の調整）

分類	項目	対策内容	担当者
他部局との連携	部局内のリソース（人・モノ）の配分に関する把握	優先実施業務と許容中断時間からリソース（人・モノ）の配分を把握	業務係
	関連行政部局とのリソース（人・モノ）の配分に関する調整	関連行政部局とリソース（人・モノ）の配分を調整する	業務係
	連絡・協力体制の構築	組織内の協力体制の構築	業務係

(4-3) 他の地方公共団体との支援ルールの確認

分類	項 目	対策内容	担当者
支援 ルール	支援対象の地方公共団体を 確認	支援要請する職員以外に協定内容が周知されて いないため、組織内に周知する	業務係
	支援ルールの相互確認	支援の迅速化と支援時の混乱防止のため ・ 支援ルールを確認 ・ 要請の様式類の明確化と相互確認	業務係

(4-4) 受援体制の整備と充実

分類	項 目	対策内容	担当者
受援 体制	支援者に対する担当窓口 設置	支援者との連絡を円滑にするため、担当窓口を設 置する	業務係
	支援者へ提供する情報等 の整理	支援活動を安全かつ効率的に実施するため ・ 情報を整理する（リスト化） ・ 資機材を整理する（リスト化） ・ 不足する資機材を揃える ・ 調達先を探す	業務係 工務係
	情報等を災害時下水道事 業関係情報へ登録	支援者が被災団体の情報を迅速に把握するため ・ 災害時下水道事業関係情報の使用方法を周知 する ・ 登録すべき情報を整理し登録する（変更毎に更 新）	業務係

(4-5) 民間企業等との協定締結・見直し

分類	項 目	対策内容	担当者
協定	自家発用燃料の確保	調達先の確保	工務係
	民間企業等との協定	・ 資機材の確保（仮設ポンプ、自家発電機、安全 柵等） ・ 被害調査人員の確保 ・ 応急復旧人員の確保	工務係
	災害協定の窓口の一元化	他部局とのリソース調達等の競合を防止するた め ・ 市で窓口を一元化できるよう調整する ・ 発災時に調整、協議できる体制を作る	業務係

(4-6) 住民等への情報提供及び協力要請

分類	項 目	対策内容	担当者
周知	配布、広報用資料の様式 作成	過去の発災時における事例を参考に配布、広報 用資料の様式を作成する	業務係

(4-7) その他の対策

分類	項 目	対策内容	担当者
共通	復旧対応の記録	作業向上のため、様式を作成する	工務係
	人材育成、確保	災害時の協力要請（ＯＢからの協力確保）	工務係

5 訓練・維持改善計画

(5-1) 既存の訓練計画

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	開催回数等	企画実施部署
職員図上訓練	大規模災害を想定した図上による災害対応訓練	市役所全職員	年1回	総務部 地域防災室
安否確認訓練	全職員は、携帯電話メールにより安否を連絡	全職員	年1回	
避難所運営訓練	避難所の開設・運営訓練	避難所運営要員等	年1回	
情報伝達訓練	他の地方公共団体との支援に関する情報伝達訓練	下水道課職員	年1回	下水道課
管路被害調査訓練	一次調査など、マンホールを開けての目視調査の訓練	下水道課職員	年1回	
処理場管理業者との緊急調査・点検合同訓練	処理場の緊急調査訓練	下水道課職員 処理場維持管理業者	年1回	

(5-2) 維持改善計画

(5-2-1) 下水道BCPの定期的な点検項目

点検項目	点検時期	点検実施部署
人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更がないか	年 1 回	下水道課 工務係
関係先の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更がないか	年 1 回	下水道課 工務係
重要なデータや文書のバックアップを実施しているか	年 1 回	下水道課 工務係
策定根拠となる計画書を変更した場合、計画に関連する文書がすべて最新版に更新されているか	年 1 回	下水道課 工務係

(5-2-2) 下水道BCP責任者による総括的な点検項目

<実施時期：毎年 3 月>

点検項目	点検実施者
事前対策は、確実に実施されたか また、過去 1 年間で実施した対策（下水道施設の耐震化等）を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか	下水道課長
優先実施業務の追加や変更等で下水道BCPの変更が必要ないか検討したか	下水道課長
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか	下水道課長
来年度予算で取り上げる対策を検討したか また、実施未定の対策について、予算化を検討したか	下水道課長
非常用電源や非常用通信手段が問題なく使用できるか	下水道課長
下水道BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画がすべて最新版に更新されているか	下水道課長

(5-2-3) 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
職員	上下水道対策本部及び対応拠点の所在地、連絡手段一覧	職員、重要関係先に対して、一覧表を提出	訓練時

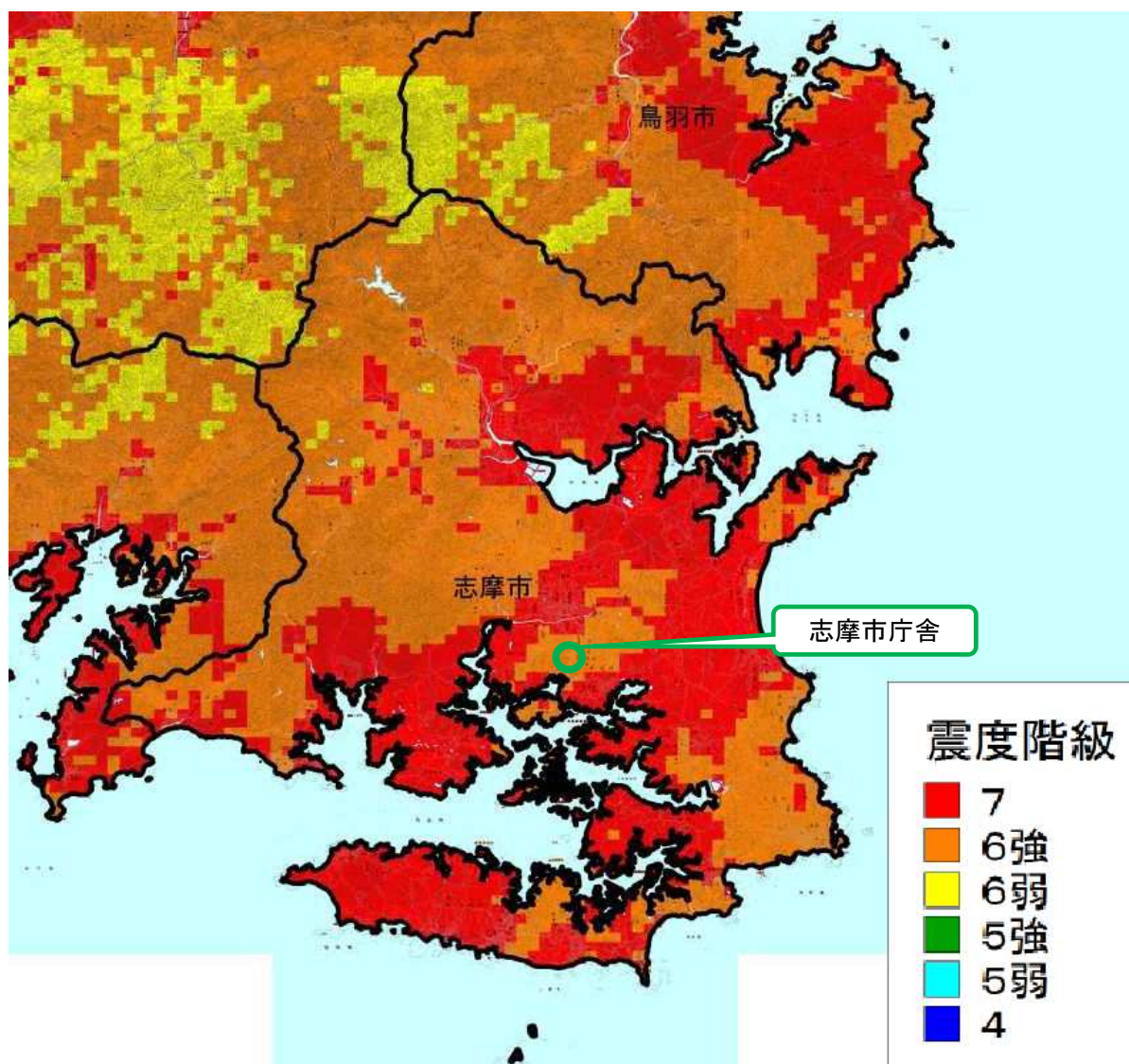
6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

(6-1) 地震規模等の設定と被害想定

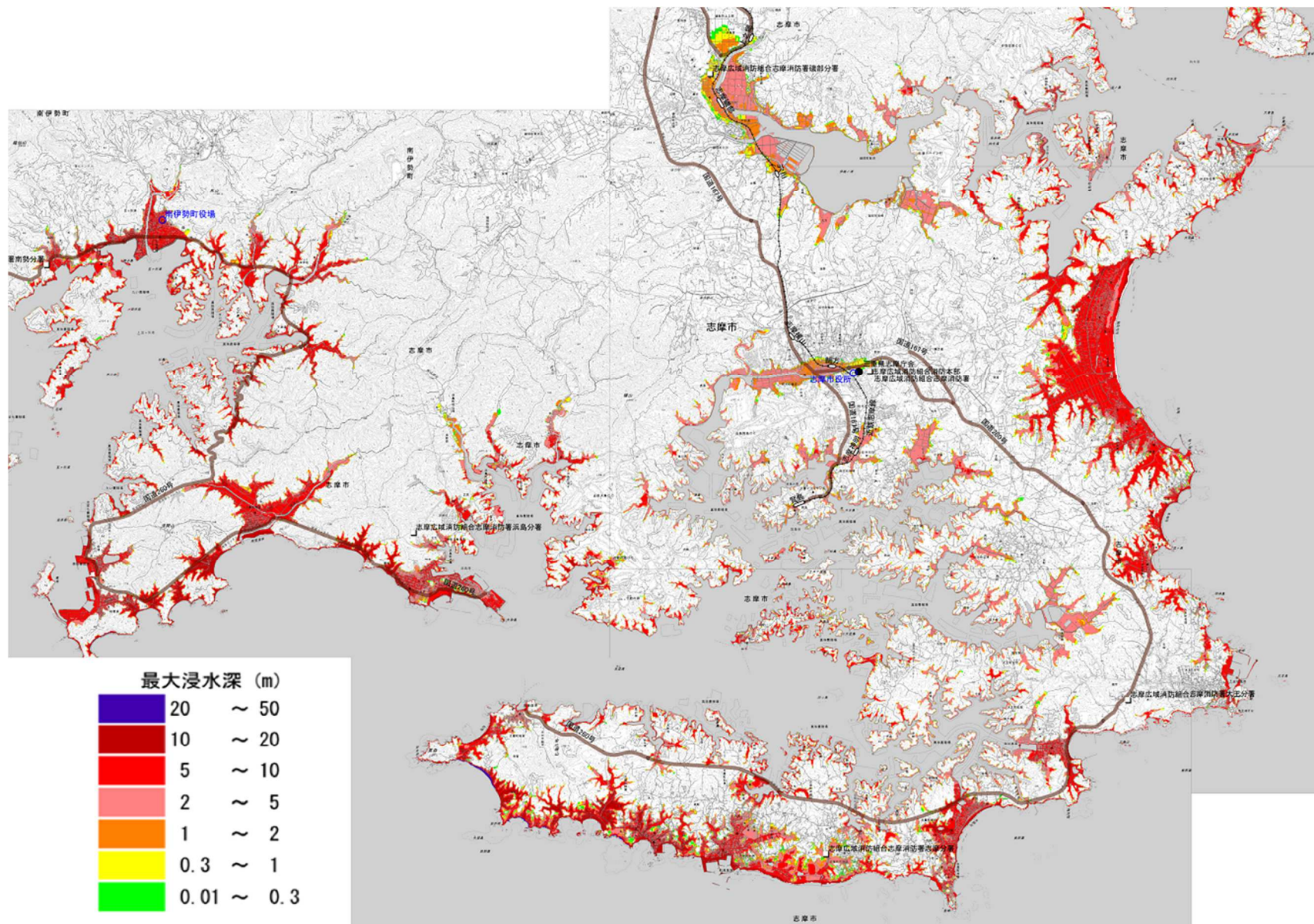
(6-1-1) 地震規模の設定

- ・志摩市では、南海トラフ地震が発生したことを想定して被害想定を行う。

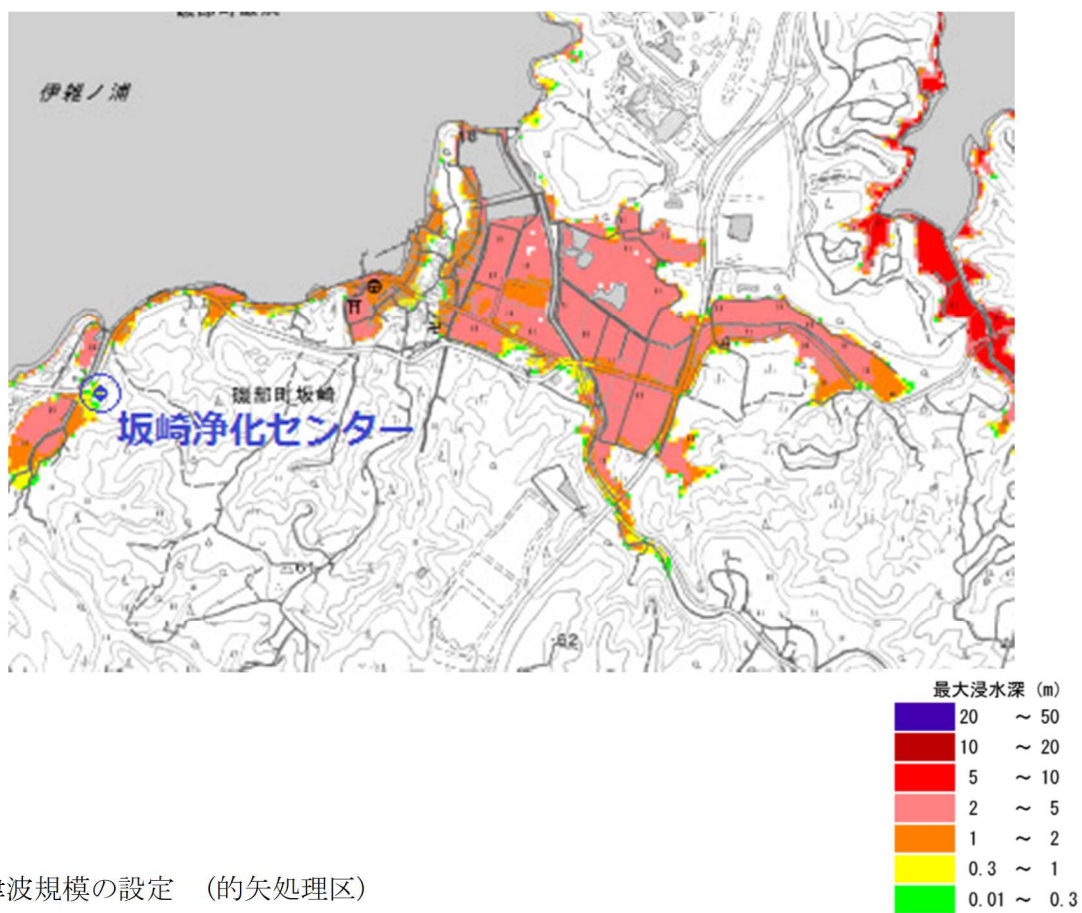
地震規模	震度 7
------	------



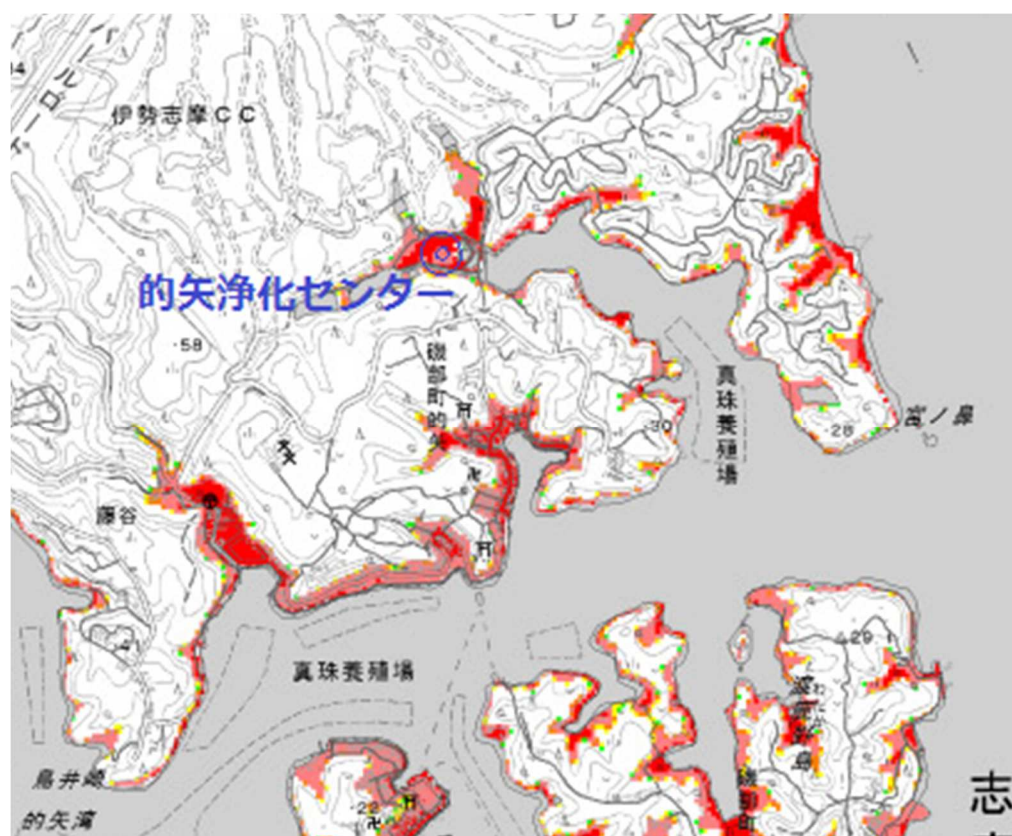
(6-1-2) 津波規模の設定 (志摩市全体)



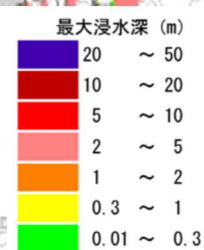
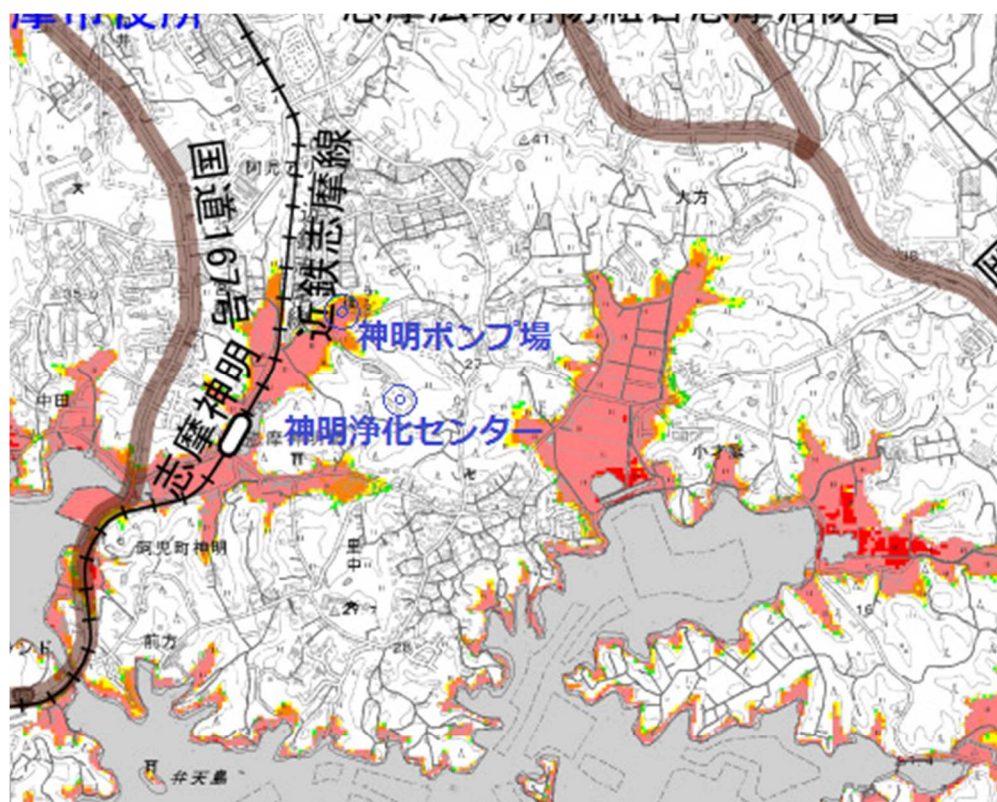
- ・津波規模の設定（坂崎処理区）



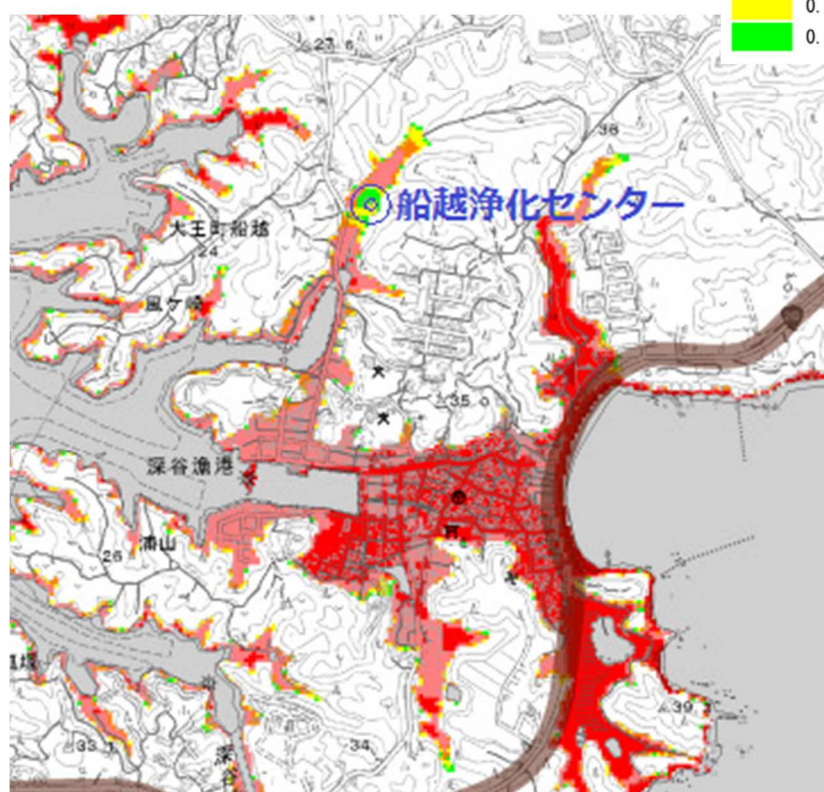
- ・津波規模の設定（的矢処理区）



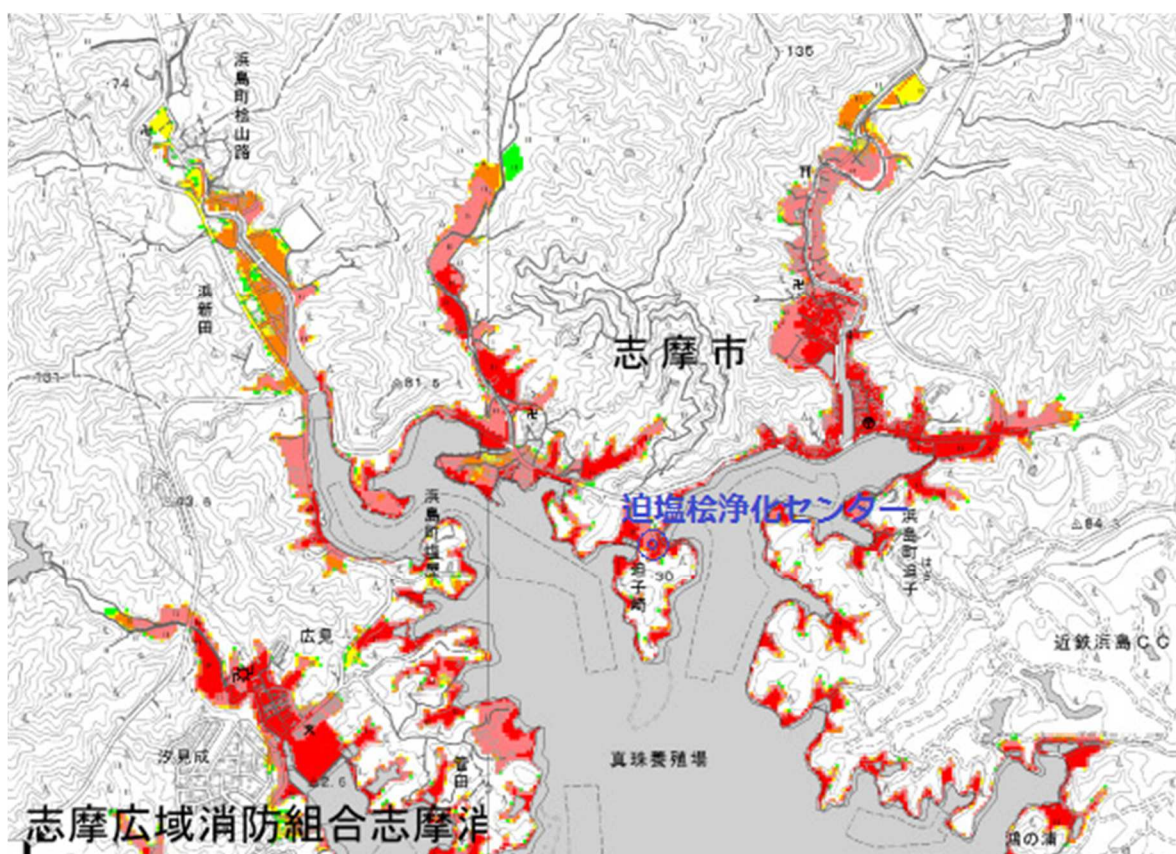
- ・津波規模の設定（神明処理区）



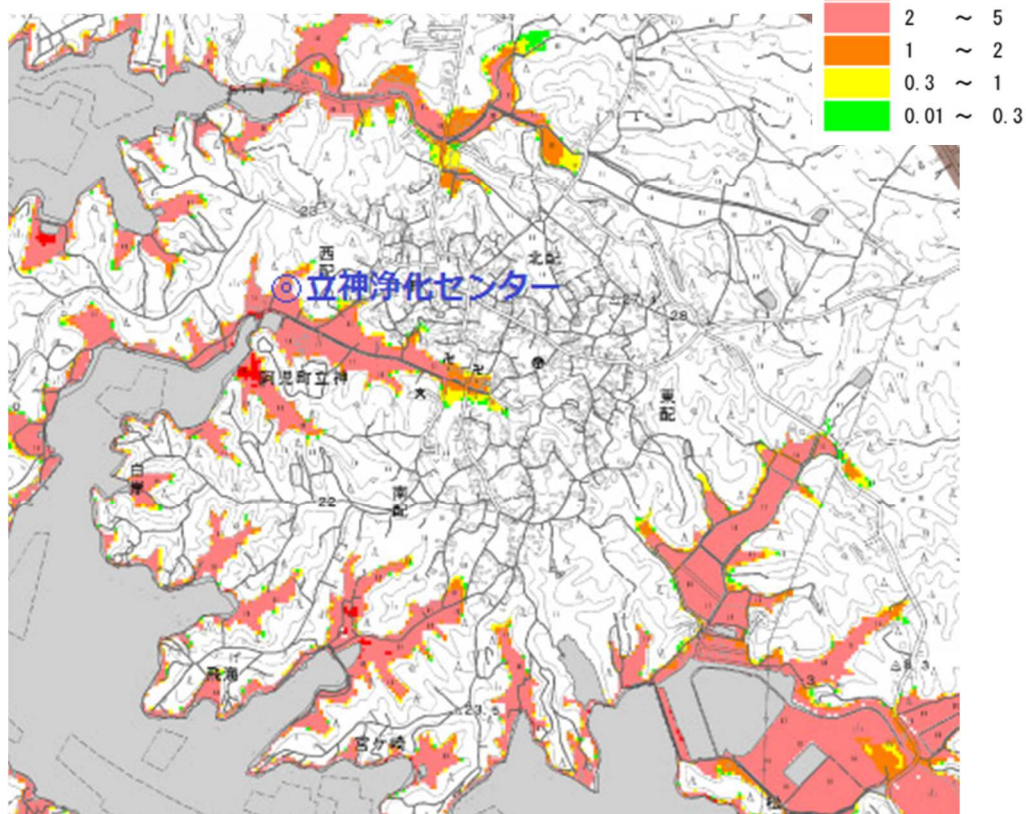
- ・津波規模の設定（船越処理区）



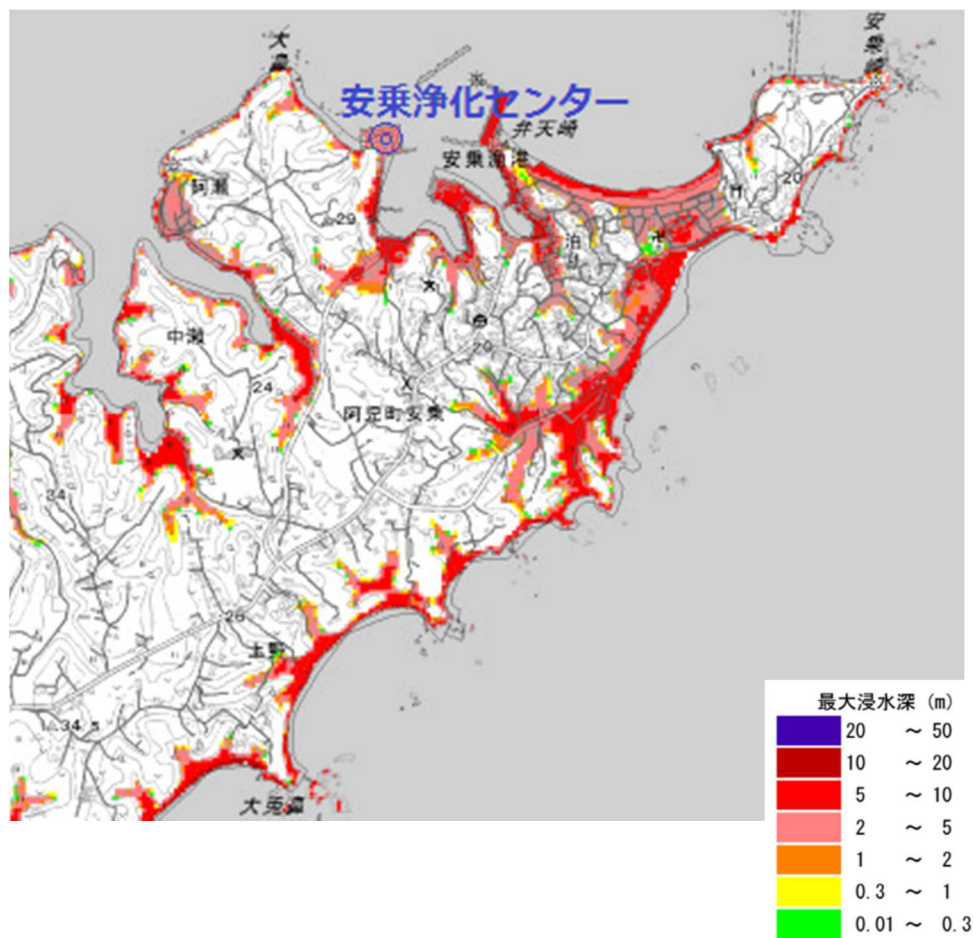
- ・津波規模の設定（迫塩桧処理区）



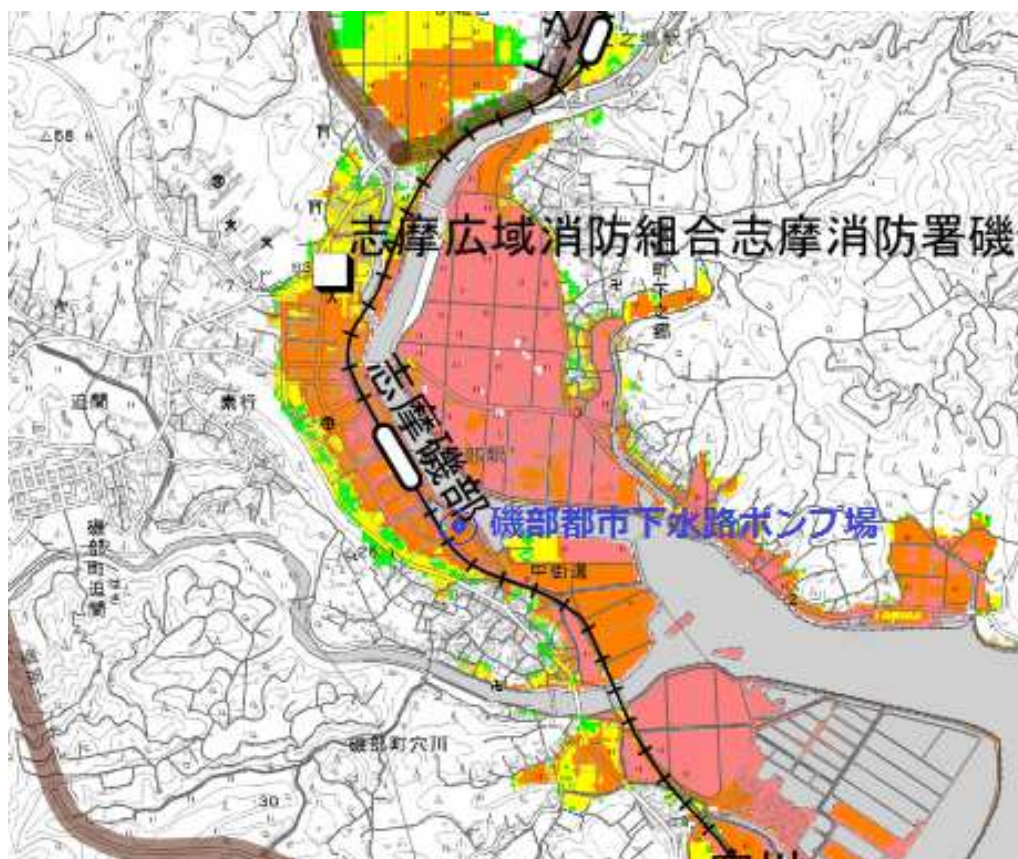
- ・津波規模の設定（立神処理区）



- ・津波規模の設定（安乗処理区）



- ・津波規模の設定(磯部都市下水路)



(6-1-3) 各処理区別の津波想定

- ・南海トラフ地震発生時における最大クラス津波を想定して各処理区での最大津波高及び、その津波による処理場等の浸水深さの想定を行う。

処理地区	処理区内に 推定される 最大津波高	左記の時の処 理場の浸水深	各処理場 の地盤高	処理場内での 施設の最小高	処理場電気 室の高さ
坂崎	4m	1m	2.5m	3.0m (汚水ピット)	2.7m
的矢	7m	5～10m	3.0m	3.5m (汚水ピット)	3.2m
神明	6m	0m 2～5m (ポンプ場)	15m 4.0m (ポンプ場)	14.1m (放流分配槽) 4.2m (流入ピット)	4.2m
船越 (太平洋側)	7m (14m)	1m	5.0m	7.0m (1 階フロア)	12.3m
迫塩桧 (迫子)	8m (9m)	5～10m	5.1m	3.8m (流入ピット)	9.7m
立神	5m	2～5m	2.6m	2.8m (OD槽)	2.8m
安乗 (太平洋側)	8m (10m)	2～5m	6.0m	7.2m (1 階フロア)	12.5m
磯部都市下水 路ポンプ場	4m	2～5m	2.0m	2.3m (1 階フロア) 5.9m (2 階フロア)	9.0m

※現在、内水ハザードマップ等が策定されていないため、各処理区別の内水による浸水想定は行わないものとする。今後、内水ハザードマップ等が策定された場合は検証を行うものとする。

(6-1-4) 下水道施設等の耐震化及び津波対策状況

a) 管渠

幹 線 名	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG		○：津波影響なし ×：津波影響あり	備 考
	土木			
	L1 地震動	L2 地震動		
坂崎地区 一般管渠	×	×	×	管路施設 3,902m (上記の内の重要な管渠は 1,090m) MP 9 個所
的矢幹線 一般管渠	×	×	×	管路施設 4,762m (上記の内の重要な管渠は 794m) MP 5 個所
神明幹線 一般管渠 幹線管渠	○ (※1) ○ (※1)	×	×	管路施設 32,558m (上記の内の主要な管渠は 2,960m、 重要な管渠は 3,601m) MP 21 個所、戸別ポンプ 17 個所
船越幹線 一般管渠 幹線管渠	○ (※1) ○ (※1)	×	×	管路施設 17,781m (上記の内の主要な管渠は 930m、重 要な管渠は 1,680m) MP 18 個所、戸別ポンプ 3 個所
迫塩桧幹線 一般管渠 幹線管渠	○ (※1) ○ (※1)	×	×	管路施設 10,810m (上記の内の主要な管渠は 170m、重 要な管渠は 3,305m) MP 20 個所、戸別ポンプ 4 個所
立神幹線 一般管渠	×	×	×	管路施設 16,248m (上記の内の重要な管渠は 810m) MP 11 個所、戸別ポンプ 14 個所
安乗幹線 一般管渠	○ (※1)	×	×	管路施設 19,923m (上記の内の重要な管渠は 2,609m) MP 22 個所、戸別ポンプ 53 個所

坂崎地区、的矢地区は、処理面積 20ha 以下につき幹線管渠の設定なし

立神地区、安乗地区は集落排水につき幹線管渠の設定なし

(※1) マンホール可とう継ぎ手、ゴム輪受け口の使用により、L1 を満たしていると判断している。

参考値 管路施設合計延長 105,984m MP 合計 106 箇所 戸別ポンプ 91 箇所

b) 施設

・庁舎（建物）の状況把握

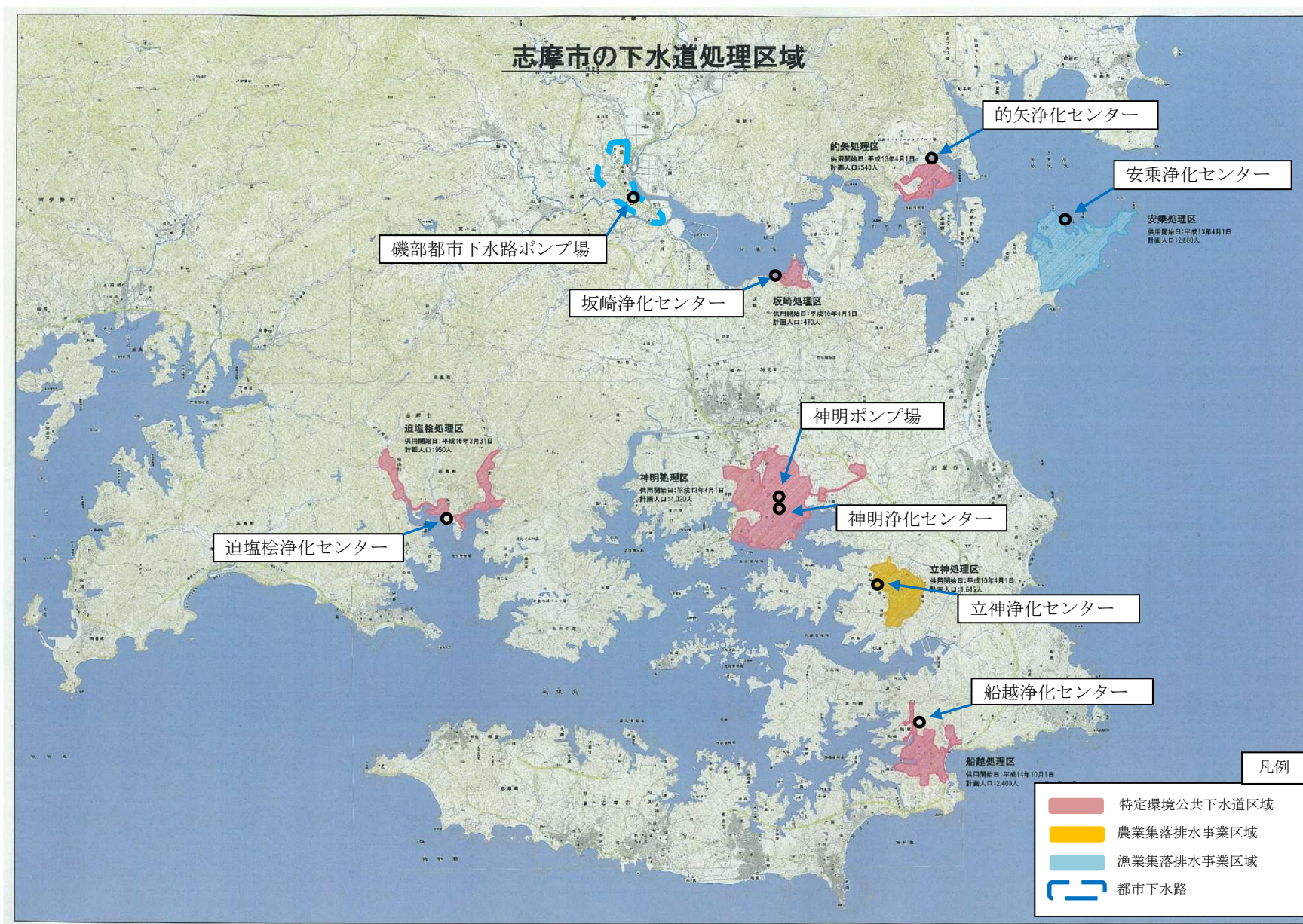
建物の名称	志摩市役所 本庁舎
-------	-----------

項 目	結 果
庁舎の建築時期	平成 18 年
新耐震基準対応の有無	対応済み（免震構造）
津波ハザードマップによる危険の有無	☒ 浸水想定区域外 ☐ 浸水想定区域内

・下水処理場及びポンプ場

施 設 名	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG -：対象外			○：津波影響なし ×：津波影響あり	自家発の有無と燃料容量
	土木		建築		
	L1 地震動	L2 地震動	新耐震		
坂崎浄化センター(POD)	×	×	○	×	無
的矢浄化センター(POD)		○	○	×	無
神明浄化センター(OD)		○	○	○	900 リットル
船越浄化センター(注 1)		○	○	×	490 リットル
迫塩桧浄化センター(POD)		○	○	×	無
立神浄化センター(OD)	×	×	○	×	75 リットル
安乗浄化センター(OD)		○	○	×	300 リットル
神明汚水ポンプ場		○	○	×	神明浄化センターより電力供給
磯部都市下水路ポンプ場		○	○	×	10,000 リットル

注 1 単層式嫌気好気活性汚泥法（長時間エアレーション法）



(6-1-5) 重要情報の保管及びバックアップの現状

重要情報	保管場所	担当	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
認可図書	書庫	工務係	紙	なし	—	—	—
縦断面図	事務室内	工務係	紙	あり	—	電子化	外部委託先
下水道台帳	事務室内	工務係	電子	あり	—	電子化	外部委託先
料金システム	P C 1	業務係	電子	あり	随時	電子化	外部委託先
受益者情報	P C 2	業務係	電子	あり	随時	電子化	外部委託先
行政文書データ	庁舎システムのサーバー	業務係	電子	なし	—	—	—

(6-1-6) 被害想定

項目		被害想定
庁舎	市役所庁舎	免震構造のため、倒壊せず庁舎は利用可能。庁舎内はガラスが飛散し、机上の書類は落下、パソコンは転倒する。津波の影響は受けない。
下水道施設	管路施設	マンホール浮上、管路陥没が発生し、汚水溢水や浸水被害の懸念がある。坂崎地区、的矢地区及び立神地区の管渠については、マンホール継ぎ手部分に可とう継手を使用していないので、マンホールと管渠の離脱が多くみられると想定する。海岸部では、地盤の液状化による被害が想定される。 各処理区の低地部は津波による浸水が想定されるが、その際、マンホールポンプの電気設備に甚大な被害が想定される。
	坂崎浄化センター	管理棟は新耐震基準を満足しているため、利用可能。処理施設はL1、L2地震動に対応しておらず、運転停止が予想される。また、自家発施設が無いため、停電に対応できない。 津波の影響を受け、管理棟1階の機械電気設備は水没し、運転停止及び機能停止。施設全体に被害が想定される。
	的矢浄化センター	管理棟は新耐震基準を満足しているため、利用可能。処理施設はL2地震動に対応しているが、自家発施設が無いため停電に対応できない。 津波の影響を大きく受け、すべての設備は水没し、運転停止及び機能停止。海岸に近いこともあり、施設全体に甚大な被害が想定される。
	神明浄化センター	管理棟は新耐震基準を満足しているため、利用可能。処理施設はL2地震動に対応しているが、自家発燃料は31時間分の保有で、それ以上の停電に対応できない。 津波の影響は受けない。
	船越浄化センター	管理棟は新耐震基準を満足しているため、利用可能。処理施設はL2地震動に対応しているが、自家発燃料は28時間分の保有で、それ以上の停電に対応できない。 津波の影響を受け、場内及び汚泥管理棟は浸水するが、施設本体への影響は最小限であると想定する。ただし、自家発施設は水没し機能を失う。
	迫塩桧浄化センター	管理棟は新耐震基準を満足しているため、利用可能。処理施設はL2地震動に対応しているが、自家発施設が無いため、停電に対応できない。 津波の影響をもっとも大きく受け、すべての設備が水没し、運転停止及び機能停止。海岸に近いこともあり、施設全体に甚大な被害が想定される。
	立神浄化センター	管理棟は新耐震基準を満足しているため、利用可能。処理施設はL1地震動に対応しているが、自家発燃料は4.5時間分の保有で、それ以上の停電に対応できない。 津波の影響を受け、ほとんどの設備が水没し、運転停止及び機能停止。施設全体に相当な被害が想定される。

安乗浄化センター		管理棟は新耐震基準を満足しているため、利用可能。処理施設はL2地震動に対応しているが、自家発燃料は17時間分の保有で、それ以上の停電に対応できない。 津波の影響を受け、管理棟1階が浸水し、大半の機械設備の運転停止が予想される。1階の機械設備は相当な被害が想定されるが、電気室は2階のため被害は受けない。	
		管理棟は新耐震基準を満足しているため、利用可能。処理施設はL2地震動に対応しているが、電力は神明浄化センターからの供給であるため、神明浄化センター自家発燃料31時間分以上の停電に対応できない。 津波の影響を受け、管理棟が浸水し、運転停止が予想される。機械電気設備は相当な被害が想定される。	
		管理棟は新耐震基準を満足しているため、利用可能。処理施設はL2地震動に対応し、自家発燃料は連続運転で132時間分の保有がある。ただし、津波による浸水があった場合、地下燃料庫より小出槽への輸送ポンプが停止する。地下燃料庫自体の損傷がない限り、津波による海水の浸入はない。 津波の影響を受け、1階が浸水し、運転停止が予想される。2階、3階の機械設備、電気設備は被害を受けない。	
磯部都市下水路ポンプ場			
要 員		家屋倒壊や本人・家族の負傷等により、登庁できない職員が出る。また、公共交通手段の途絶、道路の寸断等により、発災後1時間以内に参集不可の職員も発生すると予想されるが、参集者は徐々に増加し、24時間後には、無事である職員は全員参集できる。	
ライフライン・インフラ	電力	発災直後は断線などにより電力供給が中断する可能性が高い。24時間は、庁舎、処理場、ポンプ場に電力供給されない可能性がある。また、3割の地域では1か月以上の長期にわたり停電が続く可能性がある。	
	水道	断水により7日間は、庁舎、処理場、ポンプ場に水道供給されない可能性がある。また、志摩市の8割の地域では1か月以上の長期にわたり断水が続く可能性がある。	
	電話	固定電話	NTT回線は十分に冗長化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日から翌日にかけてはほとんど使用できない可能性が高い。7日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。
		携帯電話	固定電話と同様に通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日から翌日にかけてはほとんど使用できない可能性が高い。7日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能とみられる。
	道路	発災直後は、交通渋滞が見込まれる。主要幹線道路の交通規制により一般車両は1週間以上、通行できない可能性がある。	
公共交通機関	発災当日はほぼ運休する。鉄道路線は1週間程度不通となると想定する（甚大な被害があれば、1か月間は不通となる区間が発生する可能性もある）。		

(6-2) 優先実施業務の概略と業務内容

(6-2-1) 優先実施業務の概略

実施する係	機 能	考え方
下水道班 総務係 (本部)	意思決定機能	被害状況や各現場の情報を受け、本部として対策方針の決定を決める意思決定機関とする
	情報収集・伝達機能	内外からの情報を速やかに得て、志摩市の様相の全容を把握する
	広報・報道・広聴機能	市民に対して適切な広報・広聴を行うとともに、適切な報道対応を行う
下水道班 現場係	交通機能の確保	幹線道路及び避難所や処理場等へ活動拠点への主要道路上のマンホール浮上等、下水道施設に起因する道路支障物件の除去
	未処理汚水の流出防止	本復旧までの期間における簡易処理機能を早急に確保、回復し、未処理汚水の流出を防止する。
	トイレ機能の確保	下水道区域内の避難所等の防災拠点におけるトイレ機能の確保に取り組む
	施設の応急復旧	避難所等の防災拠点からの流末管渠から幹線管渠までの流下機能にかかる調査を行い、早急に仮排水機能を確保する

(6-2-2) 優先実施業務（遅延による影響の把握）

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響	対応係
1	職員等の安否確認	・ 職員等の参集状況及び安否確認	・ 人員の確認が出来ないことにより、以下の全ての業務が遅延する恐れがある	総務係
2	上下水道対策本部下水道班の立上げ	・ 本庁舎の被害状況を確認 ・ 上下水道対策本部下水道班を立上げ、県に被害の第一報 ・ 通信手段、業務用 PC の被害確認、使用に支障がある場合は、仮復旧の手段を確保	・ 対策本部の立上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱し、以下の全ての業務が遅延する恐れがある	総務係
3	処理場管理委託業者との連絡・調査依頼	・ 管理業者との連絡と被害の概要調査を依頼 ・ 必要に応じ、仮設トイレからのし尿受入れへの対応準備 ・ 汚水溢水の解消に備え、連絡体制を確保	・ 連絡調整が遅れることにより、処理場等の機能回復に支障が出る恐れがある	現場係
4	被害状況等の情報収集と情報発信	・ 現場の緊急対応、応急復旧方針及び対応状況の収集・集約 ・ 他部局や住民等からの被害情報を収集整理 ・ 県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡	・ 被害状況、対応状況等の把握の遅れにより、リソースの配分等が遅れ、結果として下水道機能回復に支障が発生する恐れがある ・ 被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長す	総務係

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響	対応係
		・市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・被害状況は災害対策本部を通じ、住民やマスコミ等に発信 ・緊急直接放流、使用制限等の要請情報の収集と発信 ・個別住民からの問い合わせ対応	・る恐れがある	
5	関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	・管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施を検討 ・処理場の機械設備及び電気設備の主要機器製造業者への支援依頼 ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道部局、道路部局と協議	・協力体制の確認の遅れにより、リソースの配分、共同点検調査の検討等が遅れ、結果として下水道機能回復に支障が発生する恐れがある	現場係
6	管渠施設の緊急点検	・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設、特にマンホールの浮上による道路への交通障害の有無の確認を実施	・道路陥没やマンホールの浮上等に起因した事故等により住民の生命を脅かす可能性が懸念される	現場係
7	緊急調査	・重要な幹線等の目視調査を実施 ・避難所等の防災拠点からの流末管渠から幹線管渠までの流下機能にかかる目視調査を実施 ・主要なマンホールポンプの被害状況を調査 ・防災拠点のトイレ機能確保を目的とする調査	・道路陥没やマンホールの浮上等に起因した事故等により住民の生命を脅かす可能性が懸念される ・緊急調査の遅れにより、汚水溢水の放置等、健康被害の発生が懸念される	現場係
8	汚水溢水の解消	・汚水が溢水している場所への、汚泥吸引車等の確保	・未処理汚水が道路上へ流れ出ることにより、健康被害の発生が懸念される	現場係
9	緊急輸送道路における交通障害対策	・関連行政部局と協力し、緊急輸送道路における道路陥没等による交通障害を解消	・交通障害等による救急搬送の遅延、緊急物資輸送への影響等住民の生命、避難生活等に大きな影響が懸念される	現場係
10	浸水対策（降雨が予想される場合）	・磯部ポンプ場の復旧等、雨水排除機能を回復 ・雨水溢水に対する緊急措置を実施 ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議	・復旧活動に影響を与えるだけでなく、内水氾濫被害の拡大や住民の生命、財産等に大きな影響が懸念される	現場係

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響	対応係
11	支援要請及び受援体制の整備	・ 支援の必要性を決定し、受け入れ体制の計画を策定、都道府県や協定先自治体等に要請（人、モノ）を行うとともに、受入場所（作業スペース、資機材等の保管場所等）を確保する	・ 支援要請及び受援体制の整備の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できない恐れがある	総務係
12	一次調査 （処理場、ポンプ場）	・ 被害状況の集約、報告 ・ 現有する処理場機能から、直接放流の必要性の有無、被害のない他処理場への汚水搬送の必要性の有無を検討 ・ 簡易沈殿処理の必要性の有無を検討 ・ 調査の結果により、応急復旧計画を策定	・ 下水道が使用できない期間が長くなるため、住民の公衆衛生の悪化、健康被害が懸念される	現場係
13	一次調査 （管渠施設）	・ 重要な幹線及び避難所等の防災拠点からの流末管渠から幹線管渠までの流下機能にかかる調査を実施 ・ 調査結果により、応急復旧計画を策定	・ 下水道が使用できない期間が長くなるため、住民の公衆衛生の悪化、健康被害が懸念される	現場係
14	応急復旧 （処理場、ポンプ場）	・ 必要により、直接放流の実施、その際の消毒装置の確保と報告 ・ 電力の確保と応急復旧 ・ 必要により簡易沈殿処理を開始 ・ 水処理機能の応急復旧	・ 暫定機能確保の遅れにより、汚水溢水による疫病発生の拡大が懸念される	現場係
15	応急復旧 （管渠施設）	・ 重要な幹線等を最優先に応急復旧 ・ 主要なマンホールポンプの応急復旧、その場合、必要に応じ仮設ポンプの確保、設置 ・ 汚水が溢水しそうな場所に仮設ポンプ、仮設配管等を確保、設置する	・ 暫定機能確保の遅れにより、汚水溢水による疫病発生の拡大が懸念される	現場係

(6-3) 優先実施業務の対応の目標時間と実施方法

No	業務名	許容中断時間	現状で可能な対応時間	対応の目標時間	自前、他者への依頼による実施の可否	実施方法
1	職員等の安否確認	6時間	2時間	2時間	自前：可 他者：不可	対応場所：庁舎（下水道課） 対 応 者：初期参集者 対応方法：(2-5-2)安否確認方法による
2	上下水道対策本部下水道班の立上げ	6時間	2時間	2時間	自前：可 他者：不可	対応場所：庁舎（下水道課、上下水道対策本部） 対 応 者：責任者（緊急参集者から任命）ただし、勤務時間外の場合は、初期参集者が立上げ準備を開始 対応方法：電源・通信の確認、県に被害の第一報等
3	処理場管理委託業者との連絡・調査依頼	12時間	3時間	3時間	自前：可 他者：不可	対応場所：庁舎（下水道課、上下水道対策本部） 対 応 者：現場係 対応方法：(2-7-2)民間企業等により連絡・調査依頼
4	被害状況等の情報収集と情報発信	3日	1日	6時間	自前：可 他者：不可	対応場所：庁舎（下水道課、上下水道対策本部） 対 応 者：総務係及び上下水道対策本部 対応方法：テレビ及びラジオにより情報を収集するとともに、市災害対策本部を通じて関連行政部局からの伝達情報、住民からの通報等による情報を整理する
5	関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	3日	2日	1日	自前：可 他者：不可	対応場所：庁舎（下水道課、上下水道対策本部） 対 応 者：総務係 対応方法：(2-7)災害発生直後の連絡先リストにより連絡調整
6	管渠施設の緊急点検	3日	3日	2日	自前：可 他者：可	対応場所：各処理区管渠施設（幹線等） 対 応 者：現場係 対応方法：道路部局・水道部局と共同で点検を実施する。危険箇所には、バリケードを設置する
7	緊急調査	7日	4日	2日	自前：可 他者：不可	対応場所：各処理区管渠施設（幹線等） 対 応 者：現場係 対応方法：道路部局・水道部局と共同で調査を実施する。
8	汚水溢水の解消	7日	5日	3日	自前：可 他者：可	対応場所：汚水溢水箇所 対 応 者：現場係 対応方法：処理場管理委託業者に汚泥吸引車等による作業を依頼

No	業務名	許容中断 時間	現状で 可能な 対応時間	対応の 目標時間	自前、他者への 依頼による 実施の可否	実施方法
9	浸水対策 (降雨が予想される場合)	7 日	5 日	3 日	自前：可 他者：不可	対応場所：被災ポンプ場 対 応 者：現場係 対応方法：職員及び保有資機材により現地で対応。要員及び資機材が不足する場合は、道路部局を通じて建設業協会等に応援を依頼
10	緊急輸送道路における 交通障害対策	7 日	5 日	3 日	自前：可 他者：可	対応場所：被災箇所（緊急輸送道路） 対 応 者：現場係 対応方法：職員及び保有資機材により現地で対応。要員及び資機材が不足する場合は、道路部局を通じて建設業協会等に応援を依頼
11	支援要請及び受援体制の整備	14 日	5 日	3 日	自前：可 他者：可	対応場所：庁舎（下水道課、上下水道対策本部） 対 応 者：総務係 対応方法：(2-7)災害発生直後の連絡先リスト及び(2-10)他機関からの応援により連絡調整、受援準備
12	一次調査 (処理場、ポンプ場)	14 日	7 日	3 日	自前：可 他者：不可	対応場所：各処理場、ポンプ場 対 応 者：現場係 対応方法：処理場管理委託業者と共同で処理場の被害状況等を調査し、応急復旧計画を策定する
13	一次調査 (管渠施設)	14 日	9 日	4 日	自前：可 他者：不可	対応場所：各処理区管渠施設（幹線等） 対 応 者：現場係 対応方法：重要な幹線及び防災拠点等の管渠の流下機能を調査し、応急復旧計画を策定する
14	応急復旧 (処理場、ポンプ場)	30 日	9 日	4 日	自前：可 他者：不可	対応場所：被災処理場、被災ポンプ場 対 応 者：現場係 対応方法：(2-6-2)民間企業等に応急復旧工事を依頼し実施する
15	応急復旧 (管渠施設)	30 日	14 日	5 日	自前：可 他者：不可	対応場所：被災箇所 対 応 者：現場係 対応方法：管渠の設計を行い、土木業者に応急復旧工事を依頼し実施する

(6-4) 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表

No	業務名	リソース	必要数量	現状で確保 できる数量	代替の可能性
1	上下水道対策本部下 水道班の立上げ	作業員	6 人	6 人	
		連絡先リスト	—	—	
2	被害状況等の情報収 集と情報発信	作業員	4 人	2 人	市災害対策本部と連携し人員を確保す る
3	関連行政部局及び民 間企業等との連絡調 整	作業員	4 人	2 人	市災害対策本部と連携し人員を確保す る
4	緊急点検、緊急調査	作業員	2 人/班体制 7 班(14 人)	2 人	水道部局、道路部局と連携し人員を確 保する
		カラーコーン	多数	5 個	道路部局の資機材も利用
		下水道台帳	—	—	
5	汚水溢水の解消	作業員	2 人/班体制 7 班(14 人)	2 人	水道部局、道路部局と連携し人員を確 保する
		防護柵	7 台	5 台	
		汚泥吸引車	—	—	処理場管理委託業者に依頼
6	浸水対策（降雨が予 想される場合）	作業員	4 人	2 人	水道部局、道路部局と連携し人員を確 保する
		排水ポンプ	—	—	建設業協会等に応援を依頼
7	緊急輸送道路におけ る交通障害対策	作業員	2 人/班体制 3 班(6 人)	2 人	水道部局、道路部局と連携し人員を確 保する
		防護柵	—	—	道路部局の資機材を利用
8	支援要請及び受援体 制の整備	作業員	4 人	2 人	市災害対策本部と連携し体制を整備
9	一次調査（処理場、 ポンプ場）	作業員	2 人/班体制 8 班(16 人)	2 人	人数不足の場合は、支援要請により対 応
		完成図書	—	—	
10	一次調査（管渠施 設）	作業員	2 人/班体制 7 班(14 人)	2 人	人数不足の場合は、支援要請により対 応
		下水道台帳	—	—	
11	応急復旧（処理場、 ポンプ場）	作業員	2 人/班体制 被災箇所数	2 人	人数不足の場合は、支援要請により対 応
12	応急復旧（管渠施 設）	作業員	2 人/班体制 被災箇所数	2 人	人数不足の場合は、支援要請により対 応